

第3回いじめ防止基本方針策定会議 会議概要

平成26年2月5日
県庁3階特別会議室

議事の概要

《P7 ～(2)いじめ防止等の取組～》

- 「いじめが起きたとき」とは、どのようなときと考えればいいのか。
 - ・ 認知され、被害を受けた者が心理的又は物理的に苦痛を感じていると申し出たときに、いじめととらえることが大事。認知に重点を置く。
 - ・ 「いじめが起きたときには」と「出席停止」がストレートに繋がると誤解を招くこともある。

《P4 ～(1)いじめを未然に防ぐために～》

- 文章自体は問題ないが、「3つ目の・」の「…人間関係づくりをする機会ととらえ指導し…」の「指導」という言葉について、学校では未然防止に力を入れたくても、体罰問題以降、先生方の元気がなくなり、先生方が指導できるのか心配。どのように表記するかは別として、下の網掛けの「保護者や地域では、学校の取組を理解し…」あたりにその意味は加えられないか。
 - ・ 体罰調査から出た1万件から100件程度の体罰事案が報告された。強い指導ということで体罰が行われてきた経過もあった。あの調査で現場も理解した部分があった。あのアンケートで乗り越えた感じもある。
 - ・ 体罰はもちろんダメだが、いじめに対する対応は、個々の先生が毅然とした姿勢で臨めるようにお願いしたい。
 - ・ 現場では、いじめの認知でトラブルになるケースが多く、特にいじめを認めないことで苦慮している。
 - ・ 「3つめの・」で、トラブルは人間関係をつくる機会ととらえる意味で付け加えさせていただいた。いい意味での指導の機会としてとらえてほしい。
 - ・ 別の意味で「指導」の言葉について引っかかっていた。些細なトラブルに強い「指導」はちょっと違うと思う。「指導」する前に双方の見え方を聞いてというようなことであればいいが、そうでなければ文言を変えてほしい。
 - ・ 「指導」という言葉を替えればいいのかも。「やめなさい。」とだけにとらえられる可能性もある。
 - ・ 「指導」という言葉にはいろいろな意味合いがある。一般的な表現としては工夫が必要か。
 - ・ 被害者から申し出があった時に、いじめの認定と考えると、P10の「いじめが起きたときの対応」の中に詳しく書いてあるし、国の基本方針の文章を参酌しているので問題ないと思う。

《P4 ～(2)いじめを早期発見し、早期に対応するために～》

- 「2つめの・」の「教職員と児童生徒の信頼関係の構築」とあるが、信頼関係のみでは足りない。相談する力をつけてあげることが大切。それが勇気ある行動であることを伝えたい。
- これは全部「大人がやること」だと思う。子どもたちが、どうしてそういうことをしてしまうのか、大人と一緒に考えられるものにしてほしい。方針の最後の共同メッセージは「大人バージョン」のみでなく「子どもバージョン」もつけてほしい。

- ・子どもが中心。大人に重きを置いた文章だが、中学生くらいになれば、この文章を読んで取り組んでほしいし、実際は生徒会活動などを通して相当取り組んでもらっている。
- ・P8、P9あたりの「未然防止の取組」のところでは、先生目線で書かれているが、それを踏まえて生徒会等で、子どもたちの自主的な取り組みとして長野県らしさを出してくれれば。
- ・我々が何をやるというか、どのように子どもを育てていくかという大切な部分でもあるので、こことは別のところで、しっかり考えていかなければいけない問題。今回は、県や地方公共団体としてどう考えるかを示していけばいいと思う。

《P1 ～はじめに～》

- 10行目の「子どもを取り囲むすべての大人が…」の「大人が」について悩んでいた。大人も子どもも、みんなで取り組んでいくという意味で、「大人が」を「誰もが」のような表現にしてはどうか。
- P5の「いじめ問題対策連絡協議会」の図が文章に変わったが、従来の文章からもわかり、関係機関の明記などが削除されたが、なにか意味があるのか。
 - ・表現の仕方を変えたのは、分かりやすいため。
 - ・行政組織の名前をあげさせていただいたが、固有名詞から「何々をするところ」というような表記にかえさせていただいた。
 - ・責務に関して「子ども」には責務がない。このような力を付けてほしいという観点から書かれているので、「大人が」という文章になっている。

《P8 ～(3)いじめの起きにくい学校、学級づくり～》

- どちらかという義務教育向けにかかれていると思うが、高校で「地域」という言葉など、問題ないか
 - ・高校でも地域密着の学校は問題ないが、そうでない学校もあり、高校での「地域」といった時に「何ができるのか？」とずっと考えていた。
 - ・いじめ問題は、小中学校に大きな課題があったのは事実だが、個々の学校で作成していただくことになっているので、そこで対応していただきたい。

《P11 ～(1)保護者の役割～》

- スクールソーシャルワーカーの視点からみると、家庭の基盤ができていることが重要で、地域や学校でももちろんだが、「子どもの生活を作っているのは家庭です。」「普通の生活」「生活のリズム」などの文章が入るとありがたい。それが精神的安定につながる。
 - ・「家庭の温かな人間関係の中で…」という表記から、もう少し踏み込んで具体化できれば。
 - ・たとえば「早寝、早起き、朝ごはん」であるとか、生活面の指導を学校はしているので、それを家庭でもやっぴこうみたいな文言を具体的に取り入れてほしい。
 - ・言葉は慎重に考えていかないと難しい。
 - ・この方針全体を読み込んでいけばしっかり書かれているので、部分的にとられることなく考えていってほしい。状況を読み取ってもらえばいいので、このままでいいと思う。

《P1 ～はじめに～》

- 10 行目の「子どもを取り囲むすべての大人が…」の「大人が」について、「限定しないで…」のような意見が出されて、その方向に修正されそうだが、「大人が」腰を据えて取り組んでいたためにもこのままでいいと思う。「大人が」腰が引けてはまずいので、「大人が」絶対ゆるさないという姿勢を表すという意味でこのままにしてほしい。全体や県民という言葉にしてほやけさせてほしくない。

《P11 ～(1)保護者の役割～》

- 「保護者の役割」については、そうしたくてもできない家庭があることも踏まえて、もう少し巾を持たせて「子どもが安心して生活できる生活環境を整えましょう」くらいの表現にしたらどうかと思う。生活基盤が弱くても子どもへの思いを大切にしたい。
 - ・ いじめは「大人が」許しませんという強いメッセージは必要だと思う。
 - ・ 「早起き、朝ごはん」などの表記は、ここではいろいろな家庭があるので、と申し上げたい。
 - ・ この方針は、子どもに焦点を当てるかで、意見の違いやフィールドの違いが出てくると思う。
 - ・ 表記の仕方は、いろいろな意見があると思う。「家庭が教育のもとを作っているんだよ」ということを大切にしてほしい。家庭自体の困っているところも相談できる場所がないと、いじめ問題にも影響が出て、学校と家庭のトラブルにもなりかねない。
 - ・ 「家庭生活のルール」という表記はイメージしにくい。
 - ・ いじめになる前に、トラブルとして対処してほしい。そうなる前の好ましい人間関係の形成に主眼を置いてほしいので、その辺を強調してほしい。
 - ・ これについては対症療法でなく、教育の原点だ。

《P5 ～(2)未然防止の取組～》

- 「ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備」のスクールサポーターについて
 - ・ 「スクールサポーターの支援体制の整備」とあるが、長野県内 22 の警察署があるが、スクールサポーターを設置できているのは 7 警察署のみである。「スクールサポーターの体制の整備と連携支援組織…」というような表記にかえてほしい。
 - ・ 趣旨を生かして修正していただきたい。

今後の進め方

- 本日の意見を踏まえて修正し、2 月上旬にパブリックコメントを行い、県民からの意見をお聞きしていきたい。十分議論しているので、大きく変わらないと思うが、それをまとめて委員に示して完成としたい。
- 定例の教育委員会に報告したいと考えているし、基本方針は県として出されるものなので、知事の決済をいただき、3 月下旬には県の方針として知事から示していただく。
- 今後、会議という形はとらないが、パブリックコメント等で出された意見について、ご覧いただき意見をいただくという意味で会議終了後にもご協力願いたい。